

産業廃棄物の現地審査料金表及び成分検査料金表

		産業廃棄物の種類	料金(税抜価格)	
現地審査		[燃え殻・汚泥・廃油・鉍さい・ばいじん・産業廃棄物を処分するために処理したもの(13号廃棄物)・自動車等破砕物等]成分検査を要する廃棄物	5,000円	
		上記以外の産業廃棄物	無料	
成分検査	区分	産業廃棄物の種類	成分検査内容	料金(税抜価格)
	埋立	燃え殻	必須項目	40,000円
			[+1,4-ジオキサン]	[+15,000円]
			[+ダイオキシン類]	[+130,000円]
		汚泥	必須項目	80,000円
			[+有機溶剤系]	[+67,000円]
			[+農薬系]	[+30,000円]
		[+ダイオキシン類]	[+130,000円]	
		廃油	必須項目	147,000円
	鉍さい	必須項目	40,000円	
ばいじん	必須項目	170,000円		
	[+1,4-ジオキサン]	[+15,000円]		
	産業廃棄物を処分するために処理したものの(13号廃棄物)	必須項目	処理前の廃棄物に該当する成分検査料金	
	自動車等破砕物	必須項目	147,000円	
焼却	汚泥	必須項目	80,000円	
		[+有機溶剤系]	[+67,000円]	
		[+農薬系]	[+30,000円]	
		[+ダイオキシン類]	[+130,000円]	

(備考1) 現地審査料金及び成分検査料金は、消費税を含んでいません。別途必要です。

(備考2) 現地審査料金については、新規契約・更新契約・変更契約に伴う全ての現地審査において、成分検査を要する廃棄物が含まれる場合、廃棄物の数に関係なく1回当たり5,000円とします。

(備考3) 成分検査料金は、現地審査の結果から成分検査項目を追加した場合、増加致します。

(備考4) 成分検査が必要とされていない廃棄物についても、成分検査の必要があると認められる場合は成分検査を実施し、現地審査料金及び成分検査料金をいただきます。

別表 成分検査分析項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥(埋立)	汚泥(焼却)	廃油	鋳さい	ばいじん	自動車等破砕物	備考
一般	pH	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験 ※必須項目は、黒塗。 任意項目は、白抜き。
	熱しやく減量	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	n-ヘキサン抽出物質	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	含水率(水分含有率)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	COD	●	●		●	●	●	●	
	窒素	●	●		●	●	●	●	
	低位発熱量			◆					
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物処理物は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。 3) 混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類における全ての項目。 4) アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。 5) ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に該当しないもので、かつ、ダイオキシン類が含まれるおそれがないものは除く。 6) 汚泥(焼却)は、特別管理産業廃棄物に当たらないと確認できた場合については、有害項目は除く。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物		●	●	●			●	
	有機燐化合物		●	●	●			●	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		●	●	●			●	
	(有機溶剤系)								
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
	ジクロロメタン		○	○	●			●	
四塩化炭素		○	○	●			●		
1,2-ジクロロエタン		○	○	●			●		
1,1-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	●			●		
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	●			●		
1,3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●		
1,4-ジオキサン	○	○	○	●		○	●		
(農薬系)									
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◇	◇	◇				◆		